
医療と介護の連携推進業務委託 報告書

令和 3 年 3 月
日野市健康福祉部在宅療養支援課

- 目 次 -

0	業務の概要	1
0-1	業務の目的	1
0-2	業務の進め方	1
1	日野市在宅高齢者療養推進協議会検討部会の開催	3
1-1	会議の概要	3
1-2	各回の内容	4
2	多職種協働による医療と介護の連携推進勉強会の運営支援	9
2-1	勉強会の開催状況	9
2-2	各会の内容	10
3	地域住民への普及啓発の実施支援	13
3-1	作業の概要	13
3-2	リーフレット等の作成内容	14
4	多職種連携ルールの更新	17
4-1	作業の概要	17
4-2	ルールの更新内容	18
5	国、東京都・他自治体の取組み等の情報提供	21
5-1	情報提供の実施状況	21
5-2	情報提供の具体的な内容	22
6	次年度の取組方針の検討	25
6-1	検討部会の開催	25
6-2	多職種協働による連携推進勉強会の開催	25
6-3	地域住民への普及啓発の実施	26
6-4	多職種連携ルールの更新	26
6-5	国、東京都・他自治体の取組等の情報提供	26

(このページは白紙です)

0 業務の概要

0 - 1 業務の目的

本業務は、日野市在宅高齢者療養推進協議会（以下、「推進協議会」）、日野市在宅高齢者療養推進協議会検討部会（以下、「検討部会」）及びその他在宅高齢者の療養環境整備支援に係る業務について、円滑かつ効率的、効果的に運営することを目的とする。

「推進協議会」及び「検討部会」は、高齢者が安心して在宅療養を受けられるよう、介護、福祉、医療、保健の各分野のサービス提供主体間における円滑かつ有機的な連携体制の構築を推進することを目的に設置されたものであり、この内容は第3期日野市高齢者福祉総合計画（平成30年3月）の中で重点課題及び施策の柱の1つとしてあげられている。

▼第3期日野市高齢者福祉総合計画（平成30年度～平成32年度）における位置づけ

<目指すべき姿>	
いつまでも安心して暮らせるまち 日野	
<基本理念>	
■高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します	
■地域包括ケアシステムを深化・推進します	
■持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します	
<施策の内容>	
柱2 医療と介護の連携を推進し、 有機的なネットワークを構築します	<高齢者福祉に関する重点課題>
・在宅療養・介護関係者の研修【2105】	1 介護保険事業の充実
・在宅医療の普及啓発【2106】	2 医療と介護の連携
・在宅高齢者療養推進協議会の開催【2201】	3 認知症施策の充実
・医療と介護の連携支援ツールの普及【2202】	4 地域包括支援センターの役割強化 と地域での支え合いの充実
※関連の深い施策を抜粋／括弧内は施策番号	5 健康の維持と地域での生活の継続

0 - 2 業務の進め方

「検討部会」を作戦本部として、この運営支援を中心に、以下の各項目について企画・運営を進めた。

- 多職種による医療と介護の連携推進勉強会の運営支援
- 地域住民への普及啓発の実施支援
（市民啓発イベントの開催支援 及び 市民啓発リーフレットの更新支援）
- 多職種連携ルールの更新
- 国、東京都・他自治体の取組等の情報提供

(このページは白紙です)

1 日野市在宅高齢者療養推進協議会検討部会の開催

1 - 1 会議の概要

「検討部会」は、在宅療養環境の向上及び医療と介護の連携体制の構築等に関する取組について具体的な検討を進めるために、「推進協議会」のもとに設置された会議体である。平成25年度より、医療と介護の連携に特に関わりの大きい「日野市医師会」「日野市歯科医会」「日野市薬剤師会」「日野市訪問看護ステーション協議会」「日野市立病院」「日野市在宅介護事業者協議会」「ひのケアマネ協議会」「地域包括支援センター」の8団体の代表者と行政（日野市在宅療養支援課及び高齢福祉課）を構成員に定期的に活動している。

令和2年度は、年度当初から約2か月にわたって新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、その後も外出や会合の開催が制限される恐れがあったことから、当初計画していた「連携推進勉強会」やイベント「ひの在宅医療・介護サービスフェア」の開催の是非も含め対応を検討することとし、会議自体もオンラインとオフラインの併用で開催することとなった。

会議の開催日程と主要な検討テーマは以下の通り。

▼「検討部会」等の開催日程と主要な検討テーマ

回数	日程	主要な検討テーマ
第1回	令和2年7月20日	○令和2年度の検討部会の進め方について ○個別の取組の実施方針について
第2回	令和2年10月26日	○市民啓発の方策について ○多職種連携ルールについて ○MCSの展開について
第3回	令和3年1月26日	○多職種連携勉強会の今後の開催計画について ○MCSの「グループ相談機能」を活用した勉強会について ○ガイドブック案の内容について ○イベントに代わる動画コンテンツの内容について
第4回	令和3年3月26日	○市民啓発の取組（ガイドブック・動画）について ○多職種連携の取組（MCS・勉強会・連携ルール）について ○次年度の取組について

1 - 2 各回の内容

1 - 2 - 1 第 1 回検討部会

第 1 回検討部会の内容は以下の通りである。

▼開催概要

開催日時	： 令和 2 年 7 月 20 日（月） 18：30～21：00
開催場所	： 在宅療養支援課内打ち合わせスペース／ビデオ会議（Zoom）
参加者	【委 員】 ： 日野市医師会代表望月氏、日野市歯科医会代表高品氏、日野市薬剤師会代表伊藤氏、日野市訪問看護ステーション協議会代表湯谷氏、日野市立病院 MSW 高橋氏、日野市在宅介護事業者協議会代表松崎氏、ひのケアマネ協議会代表横川氏、日野市地域包括支援センター代表相馬氏 【事務局】 ： 長島課長、平岩主査、蛸子（以上、在宅療養支援課）、委託事業者
プログラム	【報 告】 1. 事務局連絡（実際には会議終了直前に実施） 2. 各職種の動きについて 【議 題】 1. 今年度の検討部会の進め方について （1）実施方針及びスケジュール 2. 個別の取組の実施方針について （1）勉強会の開催 （2）市民啓発リーフレットの更新 （3）市民啓発イベントの開催 （4）多職種連携ルールの更新 3. その他
配付資料	【事前配布】 2020 年度第 1 回検討部会 資料、2019 年度事業報告書、多職種ルール（2019 年度暫定版）
結 論	1. 今年度の検討部会は、資料に記載された実施方針及びスケジュールを基本に、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら柔軟に対応することとする。 2. 勉強会については、関係者への感染症拡大のリスクを考慮して、通常の対面形式の勉強会の開催ではなく、MCS の利用促進やオンライン形式での勉強会の開催を中心に進めることとする。 3. 市民啓発リーフレットについては、昨年度作成したリーフレットの副読本／付録として、主要な症例に対する費用やサービス量の概要をまとめたものを作成することとする。 4. 市民啓発イベントについては、今年度は中止の方向で以下のような代替策を検討することとする。 －市民啓発リーフレットの増刷・配布を行う。 －その他、動画コンテンツの配信なども検討する。 5. 多職種連携ルールについては、病院・診療所とケアマネなど課題が指摘される職種間のやり取りを対象に、連絡の方法（基本的な連絡の手順や連絡先）を整理することを目指して検討を進めることとする。 6. その他、勉強会の参加枠の拡大について要望があった場合は以下の通り対応することとする。 －当面は「検討部会委員の満場一致」を必要条件とする。 －当該職種を勉強会のゲストとして職域に関する説明を聞いた上で判断する。

1 - 2 - 2 第 2 回検討部会

第2回検討部会の内容は以下の通りである。

▼開催概要

開催日時	： 令和 2 年 10 月 26 日（月） 18：30～20：30
開催場所	： 在宅療養支援課内打ち合わせスペース／ビデオ会議（Zoom）
参加者	【委 員】 ： 日野市医師会代表望月氏、日野市歯科医会代表高品氏、日野市薬剤師会代表伊藤氏、日野市訪問看護ステーション協議会代表湯谷氏、日野市立病院 MSW 高橋氏、日野市在宅介護事業者協議会代表松崎氏、ひのケアマネ協議会代表横川氏、日野市地域包括支援センター代表相馬氏 【事務局】 ： 長島課長、平岩主査、蛸子（以上、在宅療養支援課）、委託事業者
プログラム	【報 告】 1. 事務局連絡 2. 各職種の動きについて 【議 題】 1. 前回会議の内容確認（今年度の開催方針の確認） 2. 市民啓発の方策の検討 3. 多職種連携ルールの検討 4. MCSの展開 5. その他
配付資料	【事前配布】 2020 年度第 1 回検討部会議事録、2020 年度第 2 回検討部会 資料、日野市在宅療養ガイドブック（市民啓発リーフレット）叩き台、MCS 導入資料（過去に職種団体向けに作成したものの一部改良版）、同 別紙、高品委員提供資料（東京都多職種連携ポータルサイト説明資料等）、TOTEC 社提出資料（多職種連携ガイドのバージョンアップ概要）
結 論	1. 今年度の市民啓発イベントは開催を中止することとし、会場のキャンセルを行う（最終決定）。 2. イベントに代わる取組として、動画コンテンツを候補に、まずは事務局にてラフ版を作成し、作成・公開の是非を次回改めて確認することとする。 3. 在宅療養ガイドブック（市民啓発リーフレット）については、今回検討した 4 症例をもとに作り込みを進めることとする。 4. 多職種連携ルールについては、今年度は市立病院との連携をテーマにエチケットや書式の検討を行うこととする。 5. MCS（関係者の情報共有）については、患者グループの活用も視野に、登録の促進及び登録者の全体グループへの移行を進めることとする。 6. MCSの展開方策や、対面での勉強会の代替策として、MCSの相談機能を活用した「質問箱（仮）」の実施を検討することとする。

1 - 2 - 3 第3回検討部会

第3回検討部会の内容は以下の通りである。

▼開催概要

開催日時	： 令和3年1月26日（火） 18：30～20：30
開催場所	： ビデオ会議（Zoom）
参加者	【委 員】 ： 日野市医師会代表望月氏、日野市歯科医会代表高品氏、日野市薬剤師会代表伊藤氏、日野市訪問看護ステーション協議会代表湯谷氏、日野市立病院 MSW 高橋氏、日野市在宅介護事業者協議会代表松崎氏、ひのケアマネ協議会代表横川氏、日野市地域包括支援センター代表相馬氏 【事務局】 ： 長島課長、平岩主査、蛸子（以上、在宅療養支援課）、地下係長（以上、高齢福祉課）、委託事業者
プログラム	【報 告】 1. 事務局連絡（コロナ対応等） 2. 各職種の動きについて 【議 題】 1. 多職種連携勉強会 （1）今後の開催計画について （2）MCS の「グループ相談機能」を活用した勉強会について 2. 市民啓発の取組 （1）ガイドブック案の内容について （2）イベントに代わる動画コンテンツの内容について 3. その他
配付資料	【事前配布】 2020 年度第 2 回検討部会議事録、2020 年度第 3 回検討部会 資料、勉強会関連資料一式、日野市在宅療養ガイドブック（市民啓発リーフレット）案、日野市「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」について、日野地域に向けた日野市立病院認定看護師による研修の開催、※その他、市民啓発動画（ラフ）をデータで提出
結 論	1. MCS の相談機能を活用した勉強会を歯科医会の協力のもと開催することとする。 2. ただし、その開催時期は 1 か月程度延期することとし、勉強会の前段としてまず「コロナ関連情報」など MCS の登録のメリットを提示した案内を作成・配布して MCS の登録拡大を進めることとする。 3. 在宅療養ガイドブックについては、部会委員からの指摘事項に対応した修正版を作成することとする。 4. イベントに代わる市民啓発の方策として、動画の作成を進めることとし、完成に向けて部会委員からの指摘事項を反映した修正を行うこととする。 5. ガイドブック（市民啓発リーフレット）及び動画の完成に向けて、修正版のデータを部会員に送付して、添削や追加の修正箇所の有無の指摘等を受けることとする。

1 - 2 - 4 第4回検討部会

第4回検討部会の内容は以下の通りである。

▼開催概要

開催日時	： 令和 3 年 3 月 26 日（金） 18：30～20：00
開催場所	： ビデオ会議（Zoom）
参加者	【委 員】 ： 日野市医師会代表望月氏、日野市歯科医会代表高品氏、日野市薬剤師会代表伊藤氏、日野市訪問看護ステーション協議会代表湯谷氏、日野市立病院 MSW 高橋氏、日野市在宅介護事業者協議会代表松崎氏、ひのケアマネ協議会代表横川氏、日野市地域包括支援センター代表相馬氏 【事務局】 ： 長島課長、平岩主査、蛸子（以上、在宅療養支援課）、竹村課長（以上、高齢福祉課）、委託事業者
プログラム	【報 告】 1. 事務局連絡 2. 各職種の動きについて 【議 題】 1. 市民啓発の取組について （1）ガイドブック・動画の作成 （2）次年度の取組（案） 2. 多職種連携の取組について （1）MCS の登録促進と勉強会の開催 （2）連携ルールの検討 3. その他
配付資料	【事前配布】 2020 年度第 3 回検討部会議事録、2020 年度第 4 回検討部会 資料、日野市在宅療養ガイドブック（市民啓発リーフレット）完成版、市民啓発動画修正版絵コンテ、ケアプロ・navi/ケア倶楽部リニューアルについて、※その他、市民啓発動画（修正版）をデータで提出
結 論	1. ガイドブック・動画は、ガイドブックに修正を行って内容を確定し、公開・配布を進めることとする。 2. 次年度の市民啓発は、市民からの反応が良かった市報の活用を中心に、ガイドブックの配布やその後の相談につなげるような情報発信を検討することとする。 3. 新たな事業所・施設から全体グループに参加申込がある場合は WEB フォームから行うことを原則に、MCS の登録促進を図ることとする。 4. 連携勉強会については、患者グループの活用に限定せず、グループの活用を主眼に開催を検討することとする。 5. 患者グループについては、まず本格運用にあたって必要な事項を検討部会の中で検討することとし、地域ケア会議等の症例を題材に実際に現場で試してみるケースが出ることは妨げない。 6. 病院とケアマネジャーとの連携ルールについては、病院側の関係部署を集めた話し合いの場を開催し、とりまとめを進めることとする。

(このページは白紙です)

2 多職種協働による医療と介護の連携推進勉強会の運営支援

2 - 1 勉強会の開催状況

「連携推進勉強会」は、在宅療養支援課及び「検討部会」が実施主体となって、医療と介護に携わる専門職同士の「顔の見える関係づくり」（第1段階勉強会）や多職種が同じ方向を向いてより良いサービスを提供できる体制づくり（第2段階勉強会）を目指して、定期的を開催しているものである。勉強会の開催結果は必ずまとめを作成して情報の共有と疑問点の解消に努めているほか、閉会後には懇親会の開催が恒例となっており、これらも多職種の連携を促進する材料となっている。

- 第1段階勉強会：市内の医療と介護の関係者の「顔の見える関係づくり」の場となる勉強会
- 第2段階勉強会：具体的な症例検討等を通じた多職種協働のイメージ共有や具体的な経験を積み上げる場となる勉強会

この他にも、市内4つの日常生活圏域毎に地域包括支援センターが呼びかける地域の専門職間の交流や技術の向上を促す勉強会や、各職種独自の研修会や講演会等を開催している

令和2年度は、第1段階勉強会を1回、第2段階勉強会を3回、計4回の勉強会を開催することを予定していたが、コロナ禍では市内の専門職が一同に集まることを前提とした従来通りの方法で開催するのは困難であることから、以下のような代替策を組み合わせる柔軟に対応することとした。

- オンラインでの連携を促進するため、前年度から市内で導入を進めているMedical Care Station（以下、MCS）の登録と活用を促進する勉強会を開催する
- 従来からの対面形式の症例検討等ではなく、オンライン形式での勉強会を開催する

▼各会の開催日程等

名称	日程	対象及び参加者数
MCSの登録と活用を促進する勉強会	令和2年 7月16、17日	ひのケアマネ協議会 役員 全15名（2日間合計）
	令和2年9月17日	在宅介護事業所連絡協議会（訪問分科会） 役員ほか 全8名
	令和3年3月10日	平山圏域勉強会（圏域別多職種連携勉強会） 参加申込者 全26名
	令和3年3月29日	日野市歯科医会 参加申込者 全18名
MCSを活用した オンライン勉強会	令和3年 3月15日～28日	「全体グループ@日野市連携」グループの参加者 全74名（3月28日時点） （グループのメンバーは誰でも投稿・閲覧可能）

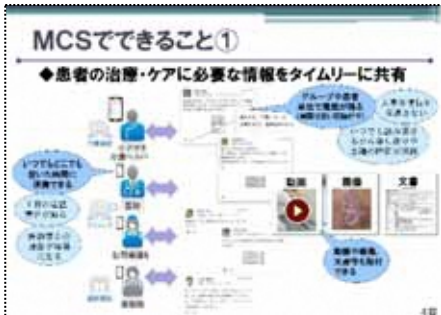
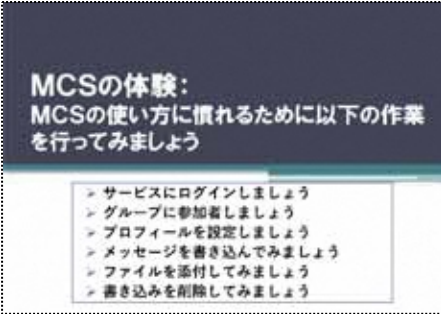
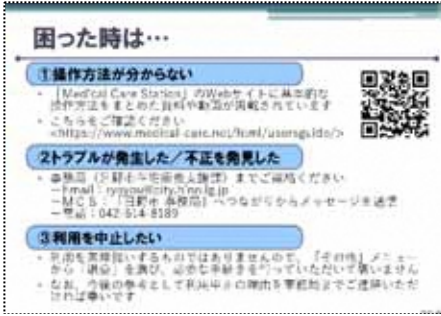
この他に栄養士協議会を対象にMCSの概要説明と活用提案を行っている。
参加者数には事務局を含む。

2 - 2 各会の内容

2 - 2 - 1 MCS の登録と活用を促進する勉強会

勉強会は、概ねMCSの概要紹介、登録から実体験、その後の活用のお願いに対応した、「はじめに（概要説明）」「MCSの体験」「今後に向けたお願い」の3部構成で、以下の通り開催した。

▼開催概要

テーマ	: Medical Care Station を活用した多職種連携を始めましょう！
開催日時	: 前頁に記載する日程／各 1.5 時間*
開催場所	: 会場またはオンライン（2 度目の緊急事態宣言が発出された令和 3 年 1 月 7 日以降に開催した 2 回の勉強会についてはオンラインで開催した）
プログラム	【はじめに】 ー医療と介護の連携推進のため MCS の展開を進める理由の紹介 ーMCS でできることを簡単に紹介   【MCS の体験】 ー資料と MCS の実画面を見ながら以下のスライド（中左）に記載する操作を実施*   【今後に向けたお願い】 ーMCS の利用と拡大への協力をお願い ー利用・拡大を行う上での留意点、個人情報保護等に関する注意など ー困ったときの対応や連絡先の紹介  

* 在宅介護事業所連絡協議会（訪問分科会）向けの勉強会を除く。この勉強会では、開催時間の都合上「MCS の体験」プログラムの代わりに操作方法の説明を行うにとどめた。上に紹介するスライドの中で、MCS の実画面の画像はエンブレイス社が作成する「使い方ガイド」から抜粋している。

2 - 2 - 2 MCSを活用したオンライン勉強会

コロナ禍において特に活用の必要性が高まっているMCSの登録と活用を促進するとともに、“対面”以外の方法で多職種の連携を深めるため、MCSの「相談機能」を活用して「歯科医」に何でも質問・相談ができる勉強会を以下の通り開催した。

初のオンライン開催となる今回の勉強会は、“平日夜間”に限られていた従来の勉強会とは異なり、期間内であればいつでも参加（投稿・閲覧）ができる新しい試みとなった。

▼開催概要

テーマ	：MCSの相談機能を使って「歯科医」に質問してみましょう！
開催日時	：令和3年3月15日～28日までの2週間 （期間内はいつでも自由に投稿・閲覧することができる）
開催場所	：オンライン（MCS上に作成したグループ「全体グループ@日野市連携」内）
プログラム	：以下のような質問・相談や、これに対する歯科医師からの回答が寄せられた  教えて欲しい 訪問歯科診療をお願いする方法や訪問していただける先生を紹介して 教えて欲しい 歯周病でぐらぐらする歯を抜いた方が 良いですか？ 意見を聞きたい ホワイトニングに興味がある やっただ方が 良い？定期的にやる必要がある？ 教えて欲しい 高齢者の口腔ケアを行う際に歯の表側 （外側）を上手に磨く方法は？ 教えて欲しい 「オーラルフレイル」とはということ？ 市民にどう周知啓発すれば良い？ 教えて欲しい 市内にはいくつ歯医者さんがある？ 意見を聞きたい 入れ歯があわない方は作り直した方が 良い？義歯なしでも良い？ 教えて欲しい 夜間は義歯を外す方がいる一方、「馴染 みが早い」という理由で就寝時にもつ ける方がいるけれどどちらが本当？ 教えて欲しい 口渇が歯に与える影響は？口渇の原因と なる疾患を歯科の先生に伝えるように説 得する良い方法は？ 意見を聞きたい 歯科治療の際に事前に知っておきたい 内服薬はある？

(このページは白紙です)

3 地域住民への普及啓発の実施支援

3 - 1 作業の概要

国が示す在宅医療・介護連携推進事業の8つの事業項目の1つに該当する地域住民への普及啓発の取組として、平成29年度、30年度の2回、「ひの在宅医療・介護サービスフェア」と題するイベントを開催してきたが、令和元年度（平成31年度）は、より多くの市民に「在宅療養」を伝えるリーフレットを新たに作成する一方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により計画していた3回目のイベントの開催は中止することとなった。

令和2年度は、前年度に作成したリーフレットの内容を補足する新たなリーフレットの作成と、前年度に開催できなかったイベントの再開を行うべく「検討部会」で検討を進めた。

リーフレットについては、前年度作成したリーフレット（在宅療養ガイドブック）の副読本／付録として、在宅療養を始める典型となる4つのケースを取り上げ、市民が最も知りたい在宅療養にかかる費用やサービス量の概要をまとめることとした。

イベントについては、今年度も新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため開催を中止することとし、代わりに新たな層へのアプローチとリーフレットへの導入を狙った動画コンテンツを作成した。

▼リーフレットの構成

頁	項目	主な内容
表面 1 頁	○表紙	○「在宅療養という選択肢がある」というメッセージの伝達 ○4つのケースの紹介
表面 2-3 頁	○在宅療養ってどんなもの	○ケース1「足腰が弱り通院が困難になってきた」 ○ケース2「自宅で最期を迎える準備を整えたい」
裏面 1 頁	○裏表紙	○在宅療養とは ○医師や歯科医師の訪問診療を利用するには ○介護サービス（介護保険制度）を利用するには
裏面 2-3 頁	○医療介入が多い事例	○ケース3「脳梗塞で麻痺が残る中、退院することになった」 ○ケース4「癌末期の余命をできる限り自宅で過ごしたい」

▼イベントの開催に代わる動画コンテンツの構成

時間	項目（シーン）	主な内容（カット）
40 秒 程度	○導入	○どこで最期を迎えたいと思うかの問いかけ ○アンケート調査結果の紹介 ○心配の声の紹介
15 秒 程度	○場面転換	○自宅と病院・施設にはどのような違いがあるのか ○住み慣れた自宅で暮らし続けることは難しいのか の問いかけ
105 秒 程度	○在宅療養に関する説明	○病院や介護施設の概要紹介 ○自宅の場合の対応の紹介 ○訪問診療等（「訪問してもらえる」）の紹介 ○制度面に関する補足説明（医療保険と介護保険の両方を使う） ○まとめ
20 秒 程度	○補足説明	○制作者の紹介 ○リーフレットの紹介

3-2 リーフレット等の作成内容

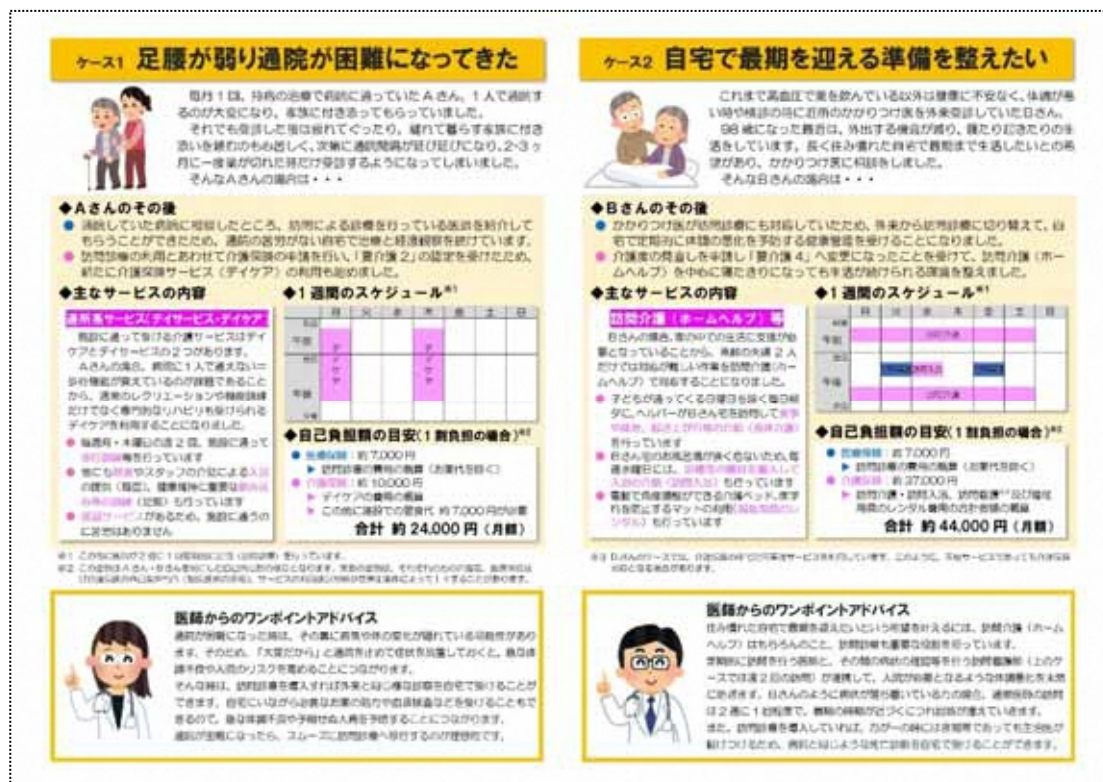
3-2-1 リーフレット（在宅療養ガイドブック）

リーフレット（在宅療養ガイドブック）は、A4版／カラー／6頁の仕様で3,000部を印刷し、今後、関係機関の窓口等での配布を行うこととなっている。内容の詳細は以下の通りである。

▼表面 1 頁（表紙）



▼表面 2-3 頁



▼裏面 1 頁（裏表紙）

在宅療養とは・・・

住み慣れた自宅に医師や看護師、ホームヘルパー等に来てもらい、病院や施設と
同じように医療や介護を受けながら療養生活を送ることを『在宅療養』とします。

「在宅療養」では、地域の診療所や事業所がチームを組んで、
その人に合わせたオーダーメイドで医療・介護サービスを提供します。

自宅で医療 医師や歯科医師の訪問診療を利用するには

- 近隣の病院が遠隔な方では基本的には自宅でも在宅医療を利用することが可能です。
- まずはかかりつけ医へ相談してください。
- かかりつけ医がいないまたはかかりつけ医が訪問をやっていない場合にはー
- ▶ 介護サービスの利用中の方は担当のケアマネジャーに相談してください。
- ▶ 担当のケアマネジャーがいない方は、住所地医師会または地域包括支援センターに相談。
- 近所医の訪問を希望する際には、市役所健康課（042-251-4111）へ相談。または、市役所や支
所の窓口及び各都市の「かかりつけ医療施設紹介」で配布している申請用紙を記載していただく。

歯科医の訪問を依頼する場合の自己負担額の目安（1割負担の場合）**

一般外来の診療にかかる診療費の他に、「歯科訪問診療料」等の診療報酬や介護保険の一部負担金
が合計で1割（2,000～3,000円程度）はかかります。交通費（実費）がかかる場合があります。

※※ 歯科では、歯の痛みやむし歯の治療などを行う場合、必要に応じて麻酔薬や痛み止めを使用します。また、
必要に応じてレントゲン撮影を行う場合があります。その場合は、レントゲン撮影料がかかります。

自宅で介護 介護サービス（介護保険制度）を利用するには

- 介護サービスを利用するためには、介護保険を申請し、認定を受ける必要があります。
- 介護保険の申請は、市役所健康課や介護保険給付センターで行うことができます。
- 施設型介護施設とはー
- ▶ 加齢で暮らしが困難な「より手帳利用」です。市内には介護保険のセンターが設
置されていますので、お住まいの地域の役所を連絡の上、お電話にて相談ください。
- ▶ 施設型介護施設は市役所（〒100-8501）に電話（03-3555-1111）からアクセス
（http://www.city.hiroshima-shi.jp/shoetsu/fukushi/houkoku/index.html）

▼裏面 2-3 頁

ケース3 脳梗塞で麻痺が残る中、退院することになった



脳梗塞で緊急入院→手術をして9日に退院したCさん。病院で治
療とリハビリに励んでいたところ、「そろそろ退院」という話が出てき
ました。

「早く退院したい」とは思っていたものの、まだ後遺症で手足に
麻痺が残っていて言葉も聞き取れないため、Cさん本人も家族も
「本当に大丈夫か」と不安を感じています。

そんなCさんの場合は・・・

◆Cさんのその後

- 病院の相談窓口へ相談したところ、退院後支援 及び 退院後に残ることになる地
域の医療・介護の専門チームを交えて話し合いを行うこととなり、退院後の生活に
関する不安を解消できました。現在は、自宅で治療とリハビリに励んでいます。
- 入院中に介護保険の手続きを行い（結果「要介護5」）、訪問介護の依頼や自宅の設置修
理、ベッド・車いす等のレンタルなどの準備を進め、退院するCさんを迎えました。

◆主なサービスの内容

訪問看護・訪問リハビリ

Cさんの場合は、脳梗塞の発症とリハ
ビリを以下の通り行うことになりました。

これらは、医師の指示のもと、看護師や、
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がご自
宅を訪問して提供します。

- 毎週火・木曜日に看護師と薬剤師がご自
宅を訪問して薬の管理（訪問看護）
- 毎週月・木曜日に理学療法士や言語聴覚
士の訪問（訪問リハビリ）

ショートステイ短期入所療養介護

- 自宅で介護する家族の休息と専門的な
ケアを受けるための施設です。月に3日
前後に泊まるショートステイを利用

◆1週間のスケジュール**

	月	火	水	木	金	土	日
訪問看護							
訪問リハビリ							
ショートステイ							

◆自己負担額の目安（1割負担の場合）**

- 医療保険：約7,000円
- ▶ 訪問診療の費用（お薬代を除く）の負担
- 介護保険：約42,000円
- ▶ 訪問看護**・訪問入浴、訪問看護・訪問リハビリ
の費用（訪問看護・訪問リハビリの費用は別途）

合計 約49,000円（月額）

※※ このケースに当てはまる1割負担の目安はあくまで目安です。月に3日のショートステイを利用しています。
また、このケースはAさん（本人）がご自宅に介護保険の資格をお持ちです。訪問看護、訪問リハビリの費用は、介護保険
（訪問看護）の資格をお持ちの場合、サービス利用が認められる場合があります。また、介護保険の資格をお持ちの場合、サービス利用が認められる場合があります。

医師からのワンポイントアドバイス

Cさんの退院後の生活で重要なのは、医師などの指導と、家族カ
ン・ユー・リ・エーション（ケア・ユー・グループ）、訪問看護チームといった専門的な
チームによるサポートです。在宅療養で対応することが可能です。

そのような場合には、ご家族がしっかりと役割を担っているように、関係
する各機関がサポートの力をかりながら対応していくことです。

ただし、現状や治療法の進歩、治療の進捗によっては、リハビリ専門の病院や
施設へ一時的に退院することもある場合があります。

ケース4 癌末期の余命をできる限り自宅で過ごしたい



癌にできた癌が進行し、根治療法が困難となったため、癌と共に
生きていくDさん。

今後は、癌の進行による痛みや吐き気などの症状が出現する可
能性があるため、主治医からは「緩和ケアが可能なホスピスへ転院して
はどうか」と話がありました。Dさんは癌末期の癌を治すため、
できる限り家で過ごしたいと考えています。

そんなDさんの場合は・・・

◆Dさんのその後

- 病院の相談窓口へ相談したところ、地域で訪問を行う医師（訪問診療）と看護士（訪
問看護）を中心とし、緩和ケアに対応できるチームが結成されたため、自宅でこれらの
サービスを受けることになりました。
- 癌の進行を抑制した介護保険の申請を申請し（結果「要介護3」）、Dさんのケ
ースと対応に合わせた生活が送られる環境を整えました。

◆主なサービスの内容

訪問診療・訪問看護

癌末期のDさんの場合は、Dさんによって治療が
大きく変わることがありますが、医師の診
断と治療（訪問診療）を受けている方は、
24時間いつでも医師に電話で相談ができ、
必要に応じて医師の訪問診療も受けられます。

- 毎週月曜日に医師が訪問診療を実施

訪問診療管理用紙・在宅療養管理用紙

医師がご自宅を訪問して、処方された
薬の配達や、適切な処置を行うことが
できます。

- 訪問診療の費用（医師）に薬剤師が処方し
た薬の費用の合計が別途支払われます。

◆1週間のスケジュール

	月	火	水	木	金	土	日
訪問診療							
訪問看護							
ショートステイ							

◆自己負担額の目安（1割負担の場合）**

- 医療保険：18,000円
- ▶ 訪問診療・訪問看護の費用の合計金額
- ▶ 訪問看護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリの費用（訪問看護・訪問リハビリの費用は別途）
- 介護保険：約29,000円
- ▶ 訪問看護**・訪問入浴、訪問看護・訪問リハビリ
の費用（訪問看護・訪問リハビリの費用は別途）

合計 約47,000円（月額）

※※ このケースに当てはまる1割負担の目安はあくまで目安です。ケース3（要介護3）と比べて、Dさんは癌末期の癌を治すため、
緩和ケアが可能なホスピスへ転院してはどうかと話がありました。Dさんは癌末期の癌を治すため、できる限り家で過ごしたいと考えています。
また、Dさんのケースでは緩和ケアが可能なホスピスへ転院してはどうかと話がありました。Dさんは癌末期の癌を治すため、できる限り家で過ごしたいと考えています。
また、Dさんのケースでは緩和ケアが可能なホスピスへ転院してはどうかと話がありました。Dさんは癌末期の癌を治すため、できる限り家で過ごしたいと考えています。

医師からのワンポイントアドバイス

癌の進行に伴う痛みや吐き気などの症状が出現する可能性があるため、主治医からは「緩和ケアが可能なホスピスへ転院してはどうか」と話がありました。Dさんは癌末期の癌を治すため、できる限り家で過ごしたいと考えています。

今後は、癌の進行による痛みや吐き気などの症状が出現する可
能性があるため、主治医からは「緩和ケアが可能なホスピスへ転院して
はどうか」と話がありました。Dさんは癌末期の癌を治すため、
できる限り家で過ごしたいと考えています。

医師からのワンポイントアドバイス

癌の進行に伴う痛みや吐き気などの症状が出現する可能性があるため、主治医からは「緩和ケアが可能なホスピスへ転院してはどうか」と話がありました。Dさんは癌末期の癌を治すため、できる限り家で過ごしたいと考えています。

今後は、癌の進行による痛みや吐き気などの症状が出現する可
能性があるため、主治医からは「緩和ケアが可能なホスピスへ転院して
はどうか」と話がありました。Dさんは癌末期の癌を治すため、
できる限り家で過ごしたいと考えています。

3 - 2 - 2 イベントの開催に代わる動画コンテンツ

動画は、3-1に示す内容を説明する以下のようなスライドをつなげて約3分にまとめている。今後、日野市広報のYouTubeチャンネルで公開し、市HP等の多様な媒体を通じて市民へPRすることを想定している。

▼動画の主なカット

 突然ですが、皆さんはどこで最期を迎えたいと思いますか？	 日野市の調査では、多くの方が「自宅が良い」と考えていることが分かっています。 出典：日野市在宅療養支援体制構築のための基本方針策定にかかわるアンケート（平成30年） 「将来的に地方での通院や通院になった場合の希望」に対する回答
 例えば、通院が困難になっても、ご自宅を定期的に訪問して診療を行う訪問診療等のサービスがあります。 日常生活を送る上で支援や介護が必要になったら訪問や通いなどの様々な介護サービスがあります。	日野市内では、たくさんの医療・介護の専門職が皆さんの在宅療養を支えるため日々活動しています。 
 日野市健康福祉部 在宅療養支援課 日野市在宅高齢者療養 推進協議会検討部会	もう少し詳しい情報が知りたい方は… 在宅療養の基本よくある質問相談先などを紹介  典型例をもとにサービス内容や費用負担の概要などを紹介 

右下のQRコードは動画作成段階で仮に配置しているもの

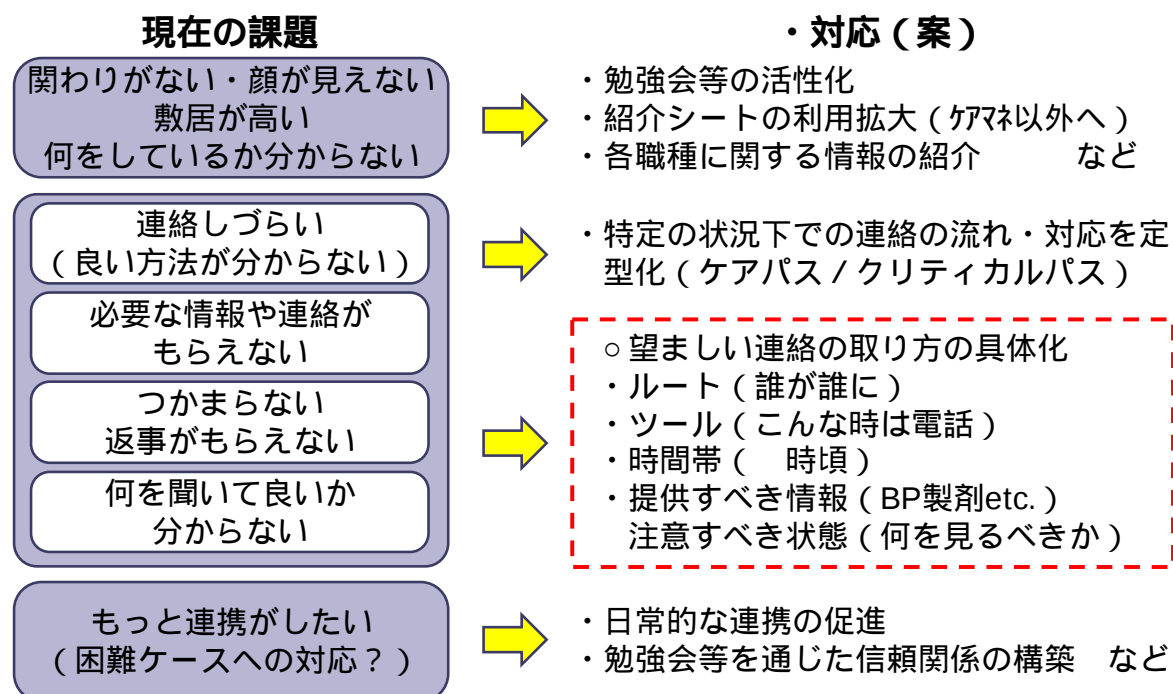
4 多職種連携ルールの更新

4 - 1 作業の概要

日野市では、医療・介護の関係機関の連絡先と連絡用の書式及びその使い方をまとめた「多職種連携ガイド」を平成26年4月に作成している。しかし、このガイドを使用して実際に連絡等を行うにあたっては、下記「多職種連携ルールの目指すイメージ」に示すような課題があることが指摘されていることから、令和元年度（平成31年度）には、職種毎に連絡・連携する上で配慮すべき事項を具体的にまとめた「エチケット集（暫定版）」を作成した。

令和2年度は、より多くの関係者の意向等を確認し内容の改善や肉付けといった更新を図るとともに、特定職種間・特定シチュエーションに注目したルールの検討も行うこととした。

▼多職種連携ルールの目指すイメージ（右側赤色の囲みが目指すイメージに該当）



上記のイメージは前年度に作成したもの。

4 - 2 ルールの更新内容

4 - 2 - 1 職種毎のルールの更新

MCSを活用したオンライン勉強会（2-2-2参照）の中で歯科医との連携に関する質問やアドバイスが集まっていることから、特に歯科医との連携に関するルールの更新を進める事とした。

なお、上記の勉強会が当初の予定を延長して質問・相談を受け付けていることから、これから適宜内容を更新していくことを想定する。

▼ルール更新のイメージ（歯科医との連携に関するルール）

歯科医との連携に関するエチケット

他職種と
対医療職
対介護職

> 知りたい・伝えて欲しい内容

○基本的には内服薬全て、特に降圧剤、抗血栓薬、ステロイド、BP 製剤等
 ※抜歯等の外科手術だけでなく、不適合な義歯を装着しているだけでも ARONJ（骨吸収抑制薬関連顎骨壊死）が発生することもあるので、BP 製剤を処方される場合には一度歯科で口腔内精査するように受診勧奨を

○その他、口腔乾燥の要因：抗うつ剤、抗パーキンソン病薬、抗不安薬、抗コリン薬、抗精神薬、鎮痛消炎薬、利尿薬、気管支拡張薬、抗潰瘍薬、抗てんかん薬、筋弛緩薬の一部

○その他、歯肉増殖症の要因：フェニトイン・ニフェジピン・シクロスポリン など

> 伝え方

○医師、薬剤師からの情報提供（お薬手帳に記載があれば歯科の方で確認できる）
 ※ただし、デノスマブや抗ガン剤治療、放射線治療の有無に関しては、お薬手帳で確認できないので必ず情報提供を

1. 知りたい・伝えて欲しい内容

医療職対象	有病者や薬剤の使用状況	患者の状態や使用している薬剤（種類や禁忌など）について知りたい 特に、糖尿病や高血圧のある方、BP 製剤や抗血栓剤を服用している方等については治療時に問題が発生しやすいため情報提供をお願いしたい
全職種対象 〔訪問中〕	訪問先の患者さんの状況	訪問をしている患者さんの情報を聞きたいことがある（例えば、口腔ケアは誰がしているか、食事はどうしているのか等） 特に、本人の要望をその場で詳しく確認しておいて欲しい（例えば、入れ歯・差し歯・ブリッジのどれが問題なのか等）

2. 伝えたい・相談して欲しい内容

全職種対象	お口や歯の状態に関する相談（特に訪看、ケアマネ、包括等）	お口や歯について相談したい 特に口腔内、場合には
-------	------------------------------	-----------------------------

3. 連絡方法

通 常	・主に電話、FAX ※電話での依頼や相談は、「多職種連携」のこと
-----	-------------------------------------

4. 訪問等の依頼方法

依頼方法 〔申請から治療までの流れ〕	- まずはかかりつけ歯科医へ相談 - かかりつけ歯科医がいない／訪問診療をしていない場合は日野市健康課へ連絡 - 歯科訪問診療を希望することを相談 または 申し込み用紙に記入して FAX ※1 用紙は健康課、市民窓口課、高齢福祉課、障害福祉課、豊田連絡所、七生支所などで配布 - 診療担当医が患者へ電話連絡し、訪問の日程の調整します ※2 初診担当医が連携をとりながら、他の担当医に変更する場合もあり - 訪問歯科診療が開始されます ※3 状況により二次医療機関を紹介する場合もあり
-----------------------	--

> 訪問を依頼する条件

○歯科医院に通院することができないこと
 （「車がない」「通院が面倒」ではダメ）

> 依頼できる医療機関

○落ち着いた一貫して診療を進め、診療後も責任を持って管理しやすい市内のかかりつけの先生

○日野歯科医会には「訪問診療ネットワーク」があり、現在 42 歯科医院が参加している

> 依頼の仕方（下記の通り）

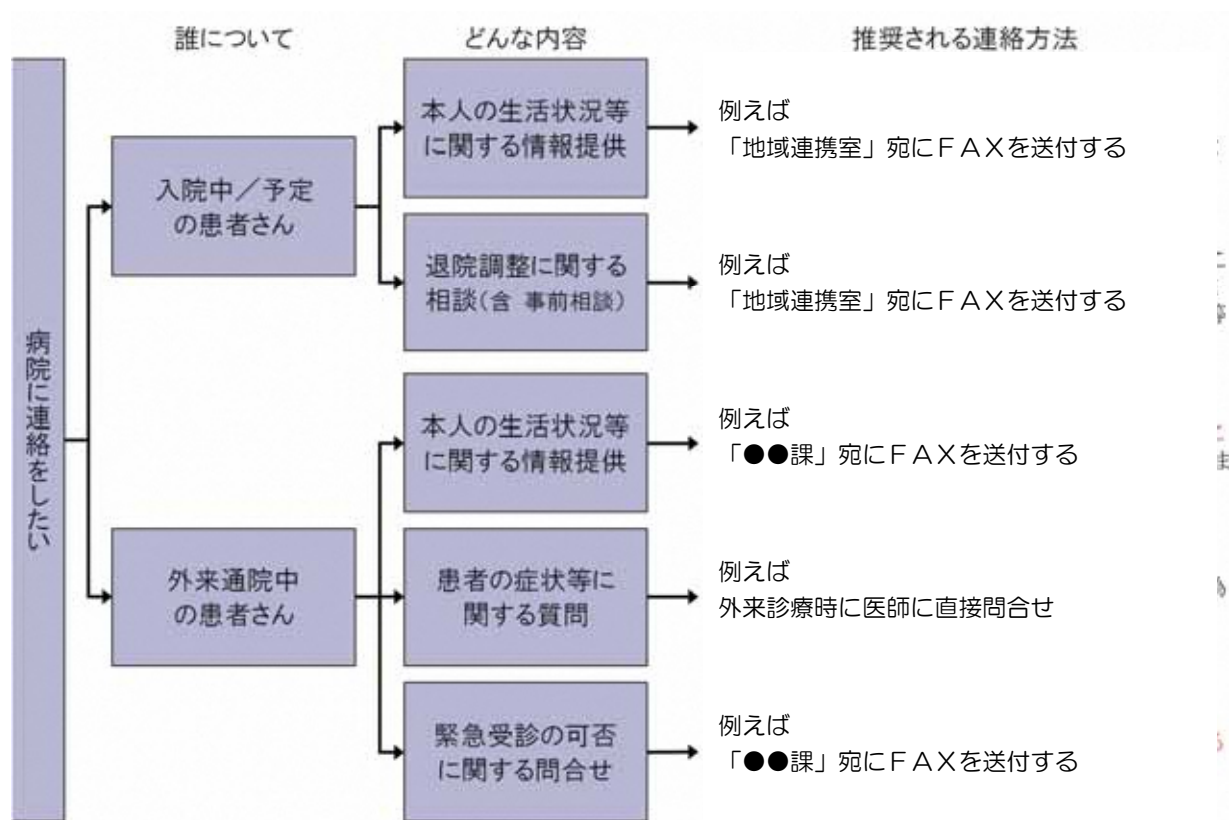
4 - 2 - 2 特定職種間・特定シチュエーションを対象とするルールの更新

「検討部会」の中で、前年度にとりまとめたルール（「エチケット集（暫定版）」）について以下のような指摘があり、特定職種間・特定シチュエーション、特に在宅療養を推進する上で重要なポイントの1つとなる市立病院とケアマネジャーとの連携についてもう少し深掘りして検討することとなった。

- 今のところ連絡方法で困っていることはない
- 「医師には電話がかけにくい」といった話があって連携シートをつくった経緯を考えると、電話での連絡を想定したルールを新たにすることで医師に重荷になることが懸念される
- 困っているのは入退院時等におけるケアマネと病院の間のやり取りくらいではないか

令和2年度は、ケアマネジャーが市立病院に連絡するケース毎に連絡方法の確認フローをまとめるとともに、それぞれの連絡方法におけるルール／エチケットの案をまとめるべく作業を進めた。

▼市立病院との連携ルールのイメージ（仮） 連絡フロー



(このページは白紙です)

5 国、東京都・他自治体の取組み等の情報提供

5 - 1 情報提供の実施状況

「国、東京都・他自治体の取組等の情報提供」では、検討部会の検討内容にあわせて必要な情報の収集・提供を行っている。

令和2年度は、「市民啓発リーフレット」の更新にあたって、平成30年度に収集した事例にはあまり見られなかった具体のサービス内容や費用を提示するリーフレット等の事例を調査した。

その他、コロナ禍への対応として、市民啓発イベントの開催に代わる動画コンテンツのイメージや勉強会の開催に活用できるようなオンラインツールの情報を収集・整理する作業を行った。

▼情報提供を行った分野と内容

分野	内容
2. 多職種協働による医療と介護の連携 推進勉強会の運営支援	1) オンラインツールに関する情報提供 ーツールの収集・整理 ー活用イメージの検討
3. 地域住民への普及啓発の実施支援	2) リーフレットに関する情報提供 ーサービス内容や費用を提示するイメージの収集 3) 動画コンテンツに関する情報提供 ーリーフレットへの導入となる親しみやすい手順な 長さの動画イメージの収集

5 - 2 情報提供の具体的な内容

5 - 2 - 1 オンラインツールに関する情報提供

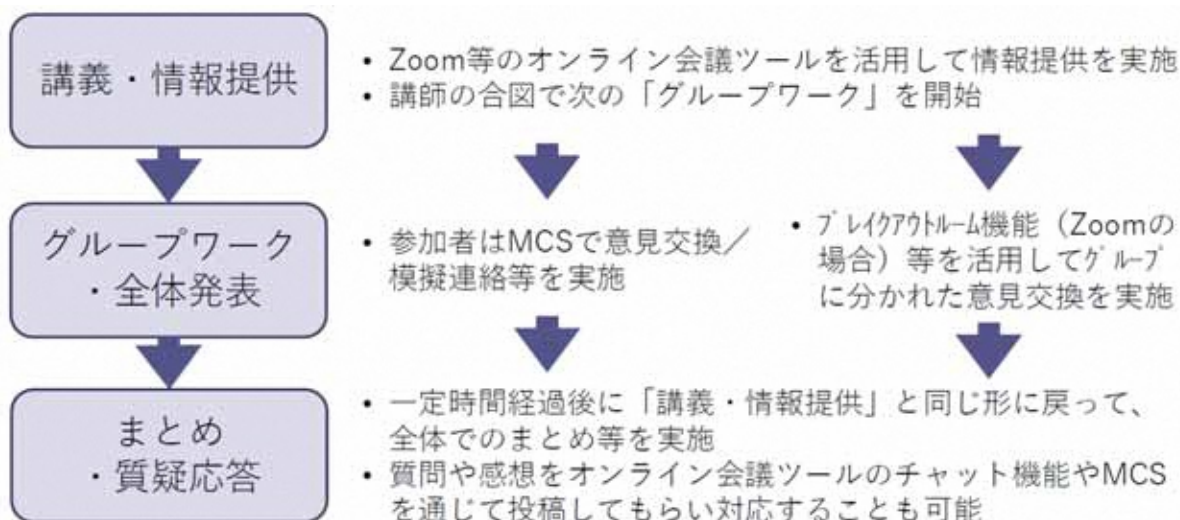
以下のような勉強会の開催パターンを検討するにあわせて、利用可能なオンラインツールを収集し、使い勝手の評価を加えて情報提供を行った。最終的には、MCSを活用したオンライン勉強会（2-2-2）を開催することとなった。

- 資料や動画をWeb上で公開して好きなタイミングで自習できるようにするパターン
- 対話型の勉強会をオンラインで開催するパターン（ウェビナー）
- 複数のツールを組み合わせることで従来の勉強会を再現するパターン（講義＋グループワーク）

▼勉強会への活用が想定されるオンラインツール

	登録あり (登録必要)	登録なし (登録不要)
匿名あり (匿名可)	YouTube、GoogleChat (要Googleアカウント) (ニックネームの変更で匿名対応可)	Webアンケート (Googleフォーム等) ビデオ会議ツール (Zoom等→チャット機能を活用)
	掲示板 (レンタル掲示板サービス各種、77倶楽部の 掲示板機能も活用できるか)	
匿名なし (実名必要)	MCS (原則実名) スライドシェア (要LinkedInアカウント／原則実名)	×

▼複数のツールを組み合わせることで従来の勉強会（症例検討）を再現するイメージ



5 - 2 - 2 リーフレットに関する情報提供

前年度に作成したリーフレット（在宅療養ガイドブック）を補足するサービス量や費用の全体像について紹介する事例を収集した。公的機関が発行するリーフレット等では上記の情報を紹介する事例をうまく見つけることができなかったため、書店等で流通・販売されている出版物の中から以下の資料について情報提供を行った。

▼TJ MOOK「家族に介護が必要になったときの手続きガイド」宝島社、2019年1月18日発行

（書影省略）

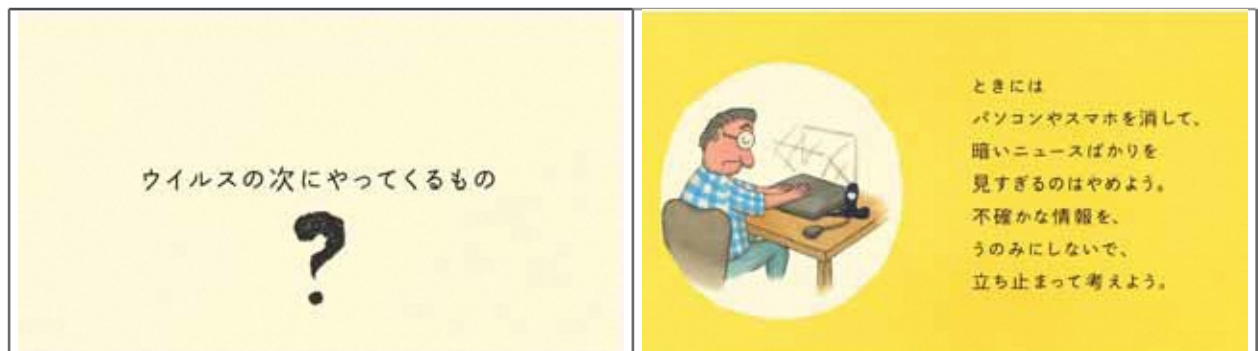
5 - 2 - 3 動画コンテンツに関する情報提供

新たに動画コンテンツを作成する参考として、フルアニメーションではなく、親しみやすいイラストと字幕（テロップ）をベースに分かりやすく情報を伝える以下のような事例を収集し情報提供を行った。

▼地域包括ケアアニメ（埼玉県）



▼「ウイルスの次にやってくるもの」（日本赤十字社）



6 次年度の取組方針の検討

6 - 1 検討部会の開催

「検討部会」については、医療と介護の連携を進めるための具体的な方策を検討する作戦本部として、また職種団体間の情報交換の場として、「日野市の医療と介護の連携の第2ステージ」を適切にリードするべく今後も継続的に開催することとする。

令和3年度については、今年度の成果である「市民啓発リーフレット（在宅療養ガイドブック）」やMCSに関連した連携推進勉強会を中心に、コロナ禍に対応しながら在宅医療・介護連携推進事業に示された8つの取組の底上げを図ることを目標とする。

< 検討部会全体の進め方（案） >

- 年 4 回開催する（予定）
- 全 4 回の中で以下の内容を中心に検討を行うこととする
 - －MCS を活用した連携推進勉強会の確立（詳細は 6-2 参照）
 - －「市民啓発リーフレット」に誘導する啓発コンテンツの拡充等（詳細は 6-3 参照）
 - －多職種連携ルールの改善や肉付け（詳細は 6-4 参照）
 - －その他、MCS の患者グループの活用に向けた必要事項の検討 など

6 - 2 多職種協働による連携推進勉強会の開催

日野市の多職種連携の基盤の1つとなっている「連携推進勉強会」については、医療・介護の専門職への新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、オンライン・リモートでの開催を基本に、以下の要領で開催することとする。

< 勉強会・研修会の進め方（案） >

- 年 4 回開催する（予定）
- 全 4 回の内訳は、第 1 段階に相当する勉強会 1 回、第 2 段階に相当する勉強会 3 回を想定する
- 第 1 段階勉強会は、MCS を通じた連携の輪を広げるための取組として、MCS の登録や利用方法の習得を支援する場の開催を検討する
- 第 2 段階勉強会は、MCS を活用した具体の連携推進の取組として、相談機能を活用した勉強会のさらなる開催やその他のパターンの開催を検討する
 - －例えば、歯科医師以外の職種による相談対応
 - －例えば、MCS 上での特定の連携課題に関する情報収集や意見交換 など

6 - 3 地域住民への普及啓発の実施

前年度、今年度と2か年にわたって作成した2種の「市民啓発リーフレット（在宅療養ガイドブック）」を普及啓発活動の中心と位置づけて、これに誘導する方策や、リーフレットを通じて在宅療養に関心を持った市民を対象にした更なる普及啓発方策の展開を目指す。具体的には、以下のような取組案の中から、「市民啓発リーフレット」「市民啓発イベント」という枠組みと、新型コロナウイルスの感染状況を勘案して「検討部会」の中で検討を進めることとする。

前者については、動画コンテンツ第2弾の作成や日野市公式LINE等での情報発信、啓発グッズの作成、屋外映画上映会やエンディングノートの作成の取組に合わせた在宅療養のPR等の取組を想定する。

後者については、相談会等の開催や特定の症例等に関する詳細な情報提供などを想定する。

6 - 4 多職種連携ルールの更新

「多職種連携ルール」については、職種毎の連携ルールと特定職種間・特定シチュエーションの連携ルールという区分毎に内容の改善や肉付けを進めていくこととする。

前者については、今年度で開催した「MCSを活用したオンライン勉強会」を「歯科医」以外の職種をテーマに開催することで、当該職種に関する知見を深め、既存資料への反映を図ることを想定する。

後者については、今年度に着手した市立病院とケアマネジャーとの連携を引き続き主要なテーマとして設定し、新型コロナウイルスへの対応状況をにらみながら関係者の意向の確認や検討の場の設置などの作業を進めることを想定する。

6 - 5 国、東京都・他自治体の取組等の情報提供

「国、東京都・他自治体の取組等の情報提供」については、検討部会の検討内容にあわせて、以下のような内容を中心に収集・情報提供を行うことを想定する。

- コロナ禍における市民啓発イベントの開催方法
- 「市民啓発リーフレット（在宅療養ガイドブック）」へ誘導する新たな方法（SNS等での情報発信、グッズの作成・配布など）
- その他、MCSの患者グループの活用パターンや多職種連携ルールの内容例など、「検討部会」の中で課題として指摘された事項に対応する参考事例を調査する